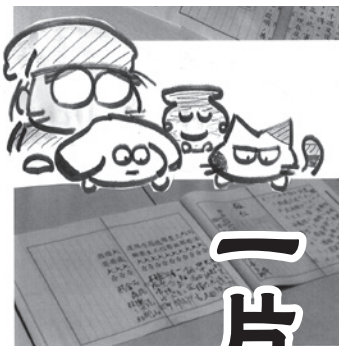




一片の氷、 玉壺にありや？

公文書界隈を徘徊する――

福井 ひとし

第三回

官僚たちの「メルヘン」

本稿の紹介

唐の詩人・王昌齡は赴任先の辺地から、友人たちに言い送った。「一片の氷心、玉壺に在り」（おれは、ひとかけらの氷のように透明な心を、玉のように穏やかな精神の中に入れた――そんな澄み切った気持ちで今はいる）と。

そんな気持ちでいることは、欲望や悩みに汚れた生身の人間には簡単ではない。しかし、文書にサインや押印

する、その一瞬の中になら、透明なものが見つかるかも知れない。過去の歴史の一面に、誰かの透明な思いが残っているのではないか。・・・と思つて、公文書の森を徘徊します。今日は何か見つかるでしょうか。

所用があつて久しぶりに初夏の霞が関に出向きました。特許庁の協から、霞が関ビルを右手に見て、第四合同庁舎に向かうゆるい坂道を登ります。

第四合同庁舎はわたしが昭和の終わりごろに初めて奉職して、それこそ寝泊まりもさせていただいた懐かしいビルです。苦しいことのみ多かりき・・・ですが、悔しいこと情けないことはあまりの多さのゆえに忘れてしまつてい

て、先輩たちとの深夜のバカ話（徹夜に近くなるとなんでもないことがおかしくしてしまうがなかった）とか、食堂が二つあったので昼飯二回食ったとか、そんな楽しいことだけ覚えていきます。

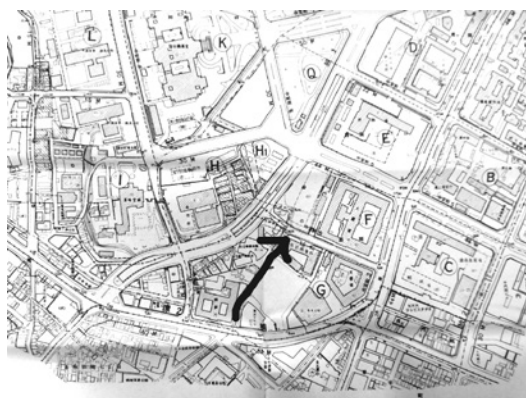


①特許庁脇からの緩い登り道。左手・新霞が関ビル、正面・第四合同庁舎、右手は霞が関コモンゲート。さらに右手には霞が関ビルがあります。（撮影筆者）

（七〇年前の夏）

さて、わたしの思い出はたかだか四〇年前ですが、城山三郎さんの『官僚たちの夏』（昭和五〇年新潮社）の冒頭近くに印象深い一節があります。今を去ること約七〇年、昭和三〇年代の初夏のある日のこと――

晴れ渡った空に、正午を告げるサイレンが鳴り渡った。



②昭和39年「東京都都市計画及び都市計画事業の決定等」所収の附図。矢印は筆写が記入。矢印の根っこ左側にあるのが改修前の特許庁。上の写真も風越信吾の進行方向もこの矢印になっているはず。

くの字坂を、男や女が、ぞろぞろ下りてくる。……ひとり坂を上っていく風越（福井注…風越^{かざし}信吾。この小説の主人公である通産官僚）は、何度も男や女にぶつかった。みんな役人である。通産省だけでなく、文部省から、大蔵省から、次々と溢れ出てくる。……風越は空を見上げて歩いた。（下略）

この坂が、この坂のはず。坂とカーブはそのままに、周囲の姿を変えたのが、①の写真の姿です。

①の写真は、昭和三〇年代の地図②の矢印の方向を撮影しています。小説の中の風越も同じ方向に歩いているはず。矢印の右上（F）が大蔵省（現在の財務省）、矢印の先っぽのすぐ右に「会計検査院」。矢印右の空白にはこの数年後に霞が関ビルが建ち、その後、会計検査院やその右側の文部省（G）は、現在では霞が関コモンゲートに様変わり。なお、（C）のところ、昭和三九年段階ですでに「通商産業省」になっています（現在は経済産業省）が、昭和三〇年頃はここには六本木移転前の「防衛庁」があり、通商産業省は、会計検査院に間借りしていました。

『官僚たちの夏』（以下、『夏』と表記します）は、主人公の風越がふり〇んで家の中を歩き回ったり、無定量で働くことが推奨されたり、今や「不適切文学」の一つではないか・・・と思っていたのですが、『中央公論』の本年三月号に、座談会「女性官僚のリアル」というのが載っていて、その中で、元経済産業省の門寛子^{かひろこ}さんが

：『『官僚たちの夏』を読んで経産省に入りました。』
 と言う後輩がいましたが、わたしは「あれはメルヘンだから！」と言っていました。

という発言しておられるのが目に留まりました。

「メルヘン」？ なんといい評価ではありませんか。メルヘンなら、ネコが長靴をはくだろうし、ロバも歌うであろう。おじさんがふり〇んでもおかしくありません。

では、今回は『夏』の舞台となっている昭和三〇年代の霞が関、特に主人公・風越信吾ら「官僚たち」と、そのモデルとされる佐橋^{さしげ}滋通産事務次官とその周辺を徘徊してみたいと思います。佐橋さんには『異色官僚』（一九六七年ダイヤモンド社）（以下『自伝』）という自伝と、佐高信^{さなか}さんが本人へのインタビューなどをまとめた『官僚たちの夏』の佐橋^{さしげ}滋（七つ森書館二〇〇九）（以下『夏の佐橋』）があり、これらを参考にします。

城山三郎さんは、『夏』を書き終えた後で佐橋さんと会談し、

「取材の過程でお会いしなくてよかった。私がふくらませた主人公のイメージが、強烈な個性にねじふせられたろうからだ」

と述懐していた、と佐高信さんが書いています。（『自伝』

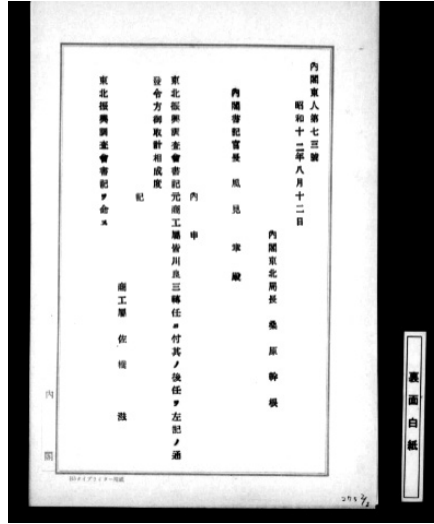
現代教養文庫版（一九九四社会思想社）「解説」

城山さんが「ねじふせられ」そうになった「本物」の方はどんな人だったのか、公文書の中にその人は現れるのだろうか、興味が湧きます。みなさんも湧きますよね？

（青年官僚・佐橋滋）

『自伝』によると、佐橋滋さんは、大正二年（一九一三）岐阜県生まれ、八高、帝大を経て昭和一二年に商工省に入省。一三年の一月から召集を受け、一六年一〇月に主計中

尉で復員したとのこと。『夏』の風越には軍隊経験の話が出てこないで、この時期の体験が佐橋・風越の大きな違いの一つではないかと思うのですが、これはあとでまた触れます。



③昭和十二年八月一二日付け内閣任免裁可書。「商工属 佐橋滋」の名前があります。

国立公文書館のデジタルアーカイブで検索してみると、入省直後の「佐橋滋」の名前が残っています。③は昭和二年八月、まだ商工省の「属」であった佐橋さんを内閣東北局属（東北振興調査会書記）に任命するという通知です。このクラスの人の任免書が残っているのは珍しい。ただし、

『自伝』によれば佐橋さんは、入省八か月（一二月ごろ？）に「青机」（高等官の机には青ビロードの敷布が貼ってあったので、「事務官」のことをそう呼んだそうです。こういうのは規則で残っているわけではないので、勉強になりました）になったが、その後まもなく一三年一月に入営した、とあって、革新官僚として名高い美濃部洋次工務課長の記憶や吉野信次大臣にハンコ取りに行った思い出は書いてあるのですが、東北局の仕事についてのコメントは全くありません。

（戦後、佐橋と風越の「合流」）

佐橋さんは、昭和一六年の除隊後も、軍需省時代に陸軍の臨時召集を受け、出港直前に解除になるといった経験（おそらく陸軍のいやがらせなのでしょう。情けなくなります）も経ながら、名古屋地方商工局で終戦。その後、全商工労働委員長や本省の労働課長を経て紙業課長になりますが、ここで『夏』の風越さんと経歴が一致し始めます。ようやくメルヘンと現実が近づいてきました。

紙業課長時代の決裁が残っていますので見ておきます。④は需給調整法に基づく報告提出を求めることとしたという決裁。紙業課から繊維局長・総務局長を経て次官・大臣へ。当時はまだ商工省の時代ですが、商工省が「総務局長制」を取っていたこと、当時の決裁書が「右下から左上

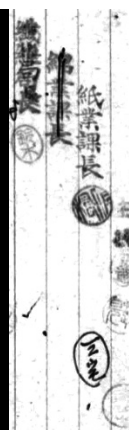
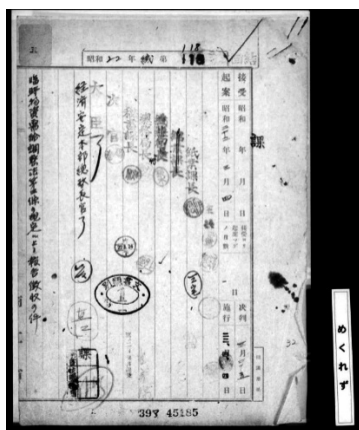


④通商産業省からの移管文書より、「昭和二二年需給調整法の規定に基く報告提出に関する件」。「提出」しているのではなく、「提出を求める」文書です。



へ」という形を取っていたことなどがわかります。紙業課長は、右から左へ篆字で「佐」「橋」の印鑑です。この印影を覚えておいてください。

報告を取りまとめて⑤で大臣に報告しています。決裁の流れを見ると、繊維局長→総務局長と次官の間に秘書課長が入ったようです。④よりハンコの数が増えているのは、中身を知らせたかったからでしょうか。あるいは前回まわさなかったのが怒られたかも知れません。紙業課の方には、まだハンコが間に合わなかったのか、自署で「三宅」さん



⑤④により求めた報告のとりまとめ報告です。標題が「報告徴収の件」になっており、④と逆みたいに感じます。行政文書の「件名」は中身と合わないものが時々あって戸惑いますが、その時の担当官の苦衷と理解して寛恕してやってください。

がいます。三宅幸夫さんは『夏』に登場して無定量で働く「木炭車・庭野」さん（木炭車は「火のつくまではおそいが、いったんエンジンがかかると、なかなか止まらない」そうです。）のモデルといわれます。

佐橋さんは『自伝』の中で、

国会の解散といえども選挙用紙・選挙公報の関係で紙業課に連絡なしには支障をきたすという状況だった。

と、当時の「紙」の重要性を書いています。『夏』に、風越紙業課長が老首相・篠原に直談判して解散を止めさせ

るといふ話が出てきます。この首相は幣原喜重郎^{しではらきじゅうろう}さんがモデルですが、その総辞職時には佐橋さんはまだ紙業課長になってないはずなので、佐橋さんの物語ではないのでしょう。

（閣議に出席したのか）

それよりも『自伝』の中で気になる記述は、紙業課長時代に閣議に出席した、と言っている点です。現在の運用で考えると閣議に課長が出席していたなんて、それこそ、「ほんとにメルヘンでは」と思えてしまいます。

『自伝』の記述では、佐橋さんは、紙業課長在職すぐということですから昭和二年の早いころに新聞協会に乗り込んで、「新聞をタブロイドには絶対にしたくない、三か月後には夕刊を発行させる」、だから新聞も協力して応援してくれ、と大見えを切った。その後、大雪で王子製紙苦小牧工場に石炭が運ばず、紙が作れないという状況が起こり、閣議で緊急増産に関する閣議決定を行った（この際、水谷^{みずたに}三郎^{さぶらう}商工大臣の指示で、閣議に出席して説明した）上で、現地に乗り込んで、配炭公団と談判して他に行く石炭を苦小牧に運ばせ、窮地を脱した、ということでした。

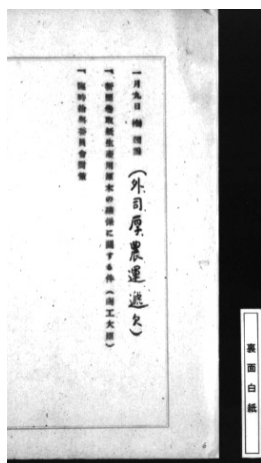
ただし、この件については、内閣官房から移管されている閣議資料を丹念に見てみましたが、確認することができません。くだらないことに精力を費やしているように見え

ますが、とにかくおもしろいので申し訳ないです。昭和二年の片山内閣発足（最初は一人内閣、六月一日から閣僚を任命）直後の同月二日の閣議で、⑥の最初の項目にあるように、「出版用紙の担当大臣は林^{はやし}（平馬）大臣とする」と決めていて、水谷商工大臣の担当ではありませんでした。林大臣が一月二五日に公職追放により辞職しているの
で、それ以降、商工大臣の担当に戻されたのだと思われます。



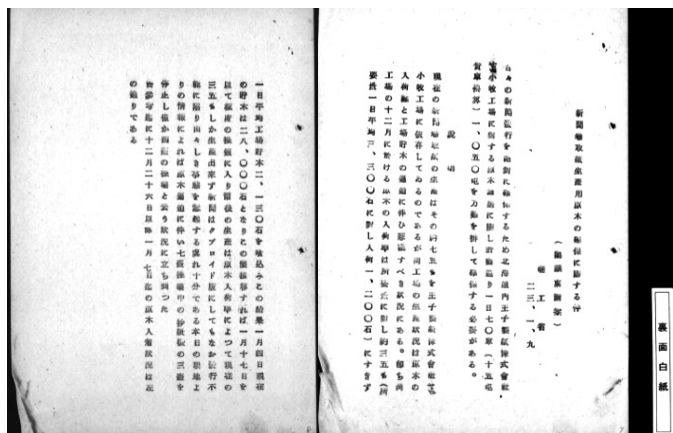
⑥昭和二年六月二日閣議案件表。当時はタイプ印字もせず、手書きで、ときどき担当者のメモが入っていたりします。佐藤達夫法制局次長（直後に長官に就任）の出席がわざわざ特記されています。

その後、昭和三年に入って、⑦にあるように、一月九日閣議で、「新聞巻取紙生産用原木の確保に関する件」が案件になっています。水谷商工大臣時代に、新聞用紙の生産について閣議案件になっているのは、資料上はこの時だ



⑦昭和二三年一月九日片山内閣閣議案件表。珍しくタイプ。商工大臣から「新聞巻取紙生産用原木確保に関する件」が登録されている。

けです。
その内容を見てみます。⑧は意外とはつきり読めるかと思うのですが、内容は、王子製紙苦小牧工場に必要な原木が回ってきていないので、このままでは「新聞はタブロイド判にしても発行不能に陥り由々しき事態」（左ページ四（五行目））になるので、「同工場に一日・一〇五〇トン（右ページ目）を万難を排して確保する必要がある」（右ページ文章の二（三行目））と言っています。この「稟請書」は問題提起だけをしていて、これを受けて何をどうすることにしたかは記録がありません。ただ、この内容はあくまで原木の問題なので、石炭の問題とはさすがに思い違いはありえないと思います。一方、この「原木」の件については『自伝』でも何と触れていないので、関係が気になるところです。単なる記憶違いにしては『自伝』の話が現実味にあふれているので、もしかしたら書面では「原木」だけを問題にして、



⑧同閣議に提出されている「新聞巻取紙生産用原木の確保に関する件」（閣議稟請案）（「稟請」なんて言い方をしていたんですね）。

口頭で石炭について触れた・・・のかも知れませんが、不明です。
なお、この一月九日閣議に、紙業課長が出席したという記録はありません。さすがに特別扱いなら何かメモでもあ

と思うのですが、一方、一月二七日付けの官房長官通知で「関係官を出席せしめる場合」という記述があるので、例外的な取扱いがあったようです。もしかしたら佐橋さんのせいでこんな記述があるのかも。結局、本場に閣議に出席したのかどうかかわからず、もやもやしたままですね。当時の関係者に訊いてみたいところです。

（高度経済成長期、局長として取り組む）

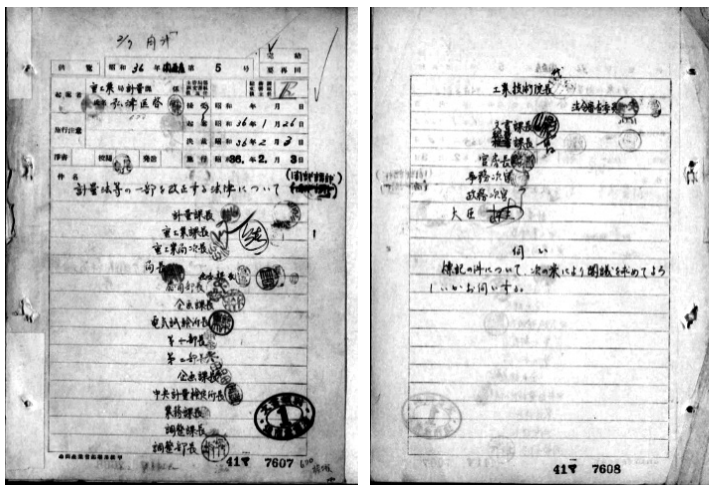
占領を終え、「もはや『戦後』ではない」という昭和三〇年代に入り、佐橋さんも重工業局次長・局長や企業局長として活躍します。

専用船、機械類割賦信用保険、呉旧海軍工廠跡地、IBM問題、どれもこれも産業政策としてはおもしろいのですが、あいにくそういう興味ではないので、『自伝』で「国会のどぎもを抜」いたという計量法改正について、見てみます。

⑨の計量法改正案の決裁書、上から四行目に（重工業局）局長がいます。印影が少しづつ減っていますが、戦後と同じ「佐橋」の印影です。

この決裁書を見ると、わたしなどはちょっと驚きます。戦後の商工省の決裁書は右から左上に昇っていました。がこの通商産業省の決裁は、上から下に降りていく、という形の稟議書になっているからです。

畏友（と勝手に思っているんですが）、通商産業省時代の「官僚氣質」をお持ちのままと思しき中石齊孝内閣府健康・医療戦略推進事務局長に意見を求めてみます。



⑨昭和三七二年二月「計量法の一部を改正する法律案」の閣議請議決裁書。通産省はこういう請議書を系統だてて移管してくれているのでありがたいです。

「今は電子決済ですが、紙の時代に他省のように決裁上位者が上から下へ並んでいると。起案を回す順番と上下が逆になる面倒くささを感じていました。内容を一番分かっているのは起案者なので、一番上に書き、そこから順次偉い人を下へ並べていくのでもいいのではと。紅白歌合戦の番組表と同じで、一番偉い人はオオトリでどうぞ、ということでもあります」

最後の一言がとても説得的ですね。

佐橋局長は、この法案の国会答弁で、「説明している当の本人がわかっていない」というメートルやケルビン度の説明を行い、国会の「どきもをぬいた」そうです。

⑩の一段目最初の段落、「光の波長と申しまして、・・・クリンプトン八六の原子から発します光、これがダイダイ色の光でありまして・・・」と説明しておられます。質問者の田中武夫議員は大正元年（一九一二）生まれ、中央大学から国鉄に進み、戦後社会党から立候補、昭和三〇年初当選。佐橋局長とはほぼ同年齢の二人のやりとりです。佐橋局長にしゃべるだけしゃべらせておいて、三段目の左の方、「ここで委員長にお願いしておきたいのですが、百聞は一見にしかずといいますから、当委員会として・・・必要な実際を見たいと思います。従いましてそのような視察というのを一つ考えていただきたいと思います。」と委員会視察の提案にうまく振り向けています。「どきも」を

抜かれたかどうかはともかく、きれいに「わざ」を決めますね。

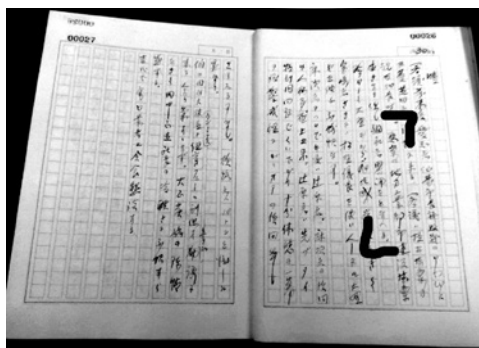
第二編 第二章 第三節 第三十條 第三十條	（佐藤大臣をなじる）	（佐藤大臣をなじる）
------------------------------	-------------------	-------------------

⑩昭和三十六年四月四日、衆議院商工委員会議事録（衆議院の国会会議録検索システムを使わせていただきました。）

企業局長時代、昭和三十六年の年末に、翌年度予算の最終調整過程で、工業立地のために国が計画的に土地造成を行うという予算について、大蔵大臣との折衝から帰ってきた



⑪佐藤栄作アルバム（下、水田大蔵大臣とともに筑豊の炭田を視察中、左上、鉄道省時代、海外出張地から家族に送った絵葉書。ほほえましいです。）と右上、佐藤栄作日記。



⑫佐藤栄作日記、昭和三十七年一月三〇日。「」印は筆者。

佐藤栄作通産大臣が「あれはおりてきたよ」と報告したのに対し、佐橋局長が声をあげてなじった、という事件がありました。『夏』によれば、

風越はその前につめ寄り、大声で浴びせかけた。

「大臣、それでも、あなたは実力者なんですか」

次官室の空気は、動きを止めた。次官も局長も、はらはらして二人を見守る。

と、緊迫した状況になったようです。

佐藤栄作元総理については、戦後からつけておられた「佐

藤栄作日記」（朝日新聞社から公刊）や総理・大臣時代を含む写真アルバムが国立公文書館に保存されており、閲覧が可能です。「日記」を見ると、市販の自由日記帳などに書き込まれているのですが、書き始めてしばらくすると止めてしまい、またしばらくして書き始めるということを繰り返しておられ、三日ではないのですが、三か月坊主ぐらいになっているので、わたしなんか子どものころ、「テレビに出てくるかわいおじさん」みたいに覚えてましたが、同じぐらいの年になってみると、少し親近感も湧いてまいります。この「日記」、昭和三十六

年後半は書かれてない時期で、局長になじられた日の感想などが見られないのは残念ですが、年明けの三十七年一月三〇日に省内で法案の打ち合わせ会があり、⑫に懸案の地方工業都市調整法案は本ざまり

と書いてあって、問題になっていたのはこの法案の関連予算ですから、ずっと気にしていたらしいのがわかります。

ただし、同法案は、結局、国会提案には至らなかったようです。

(特定産業振興臨時措置法案)

佐橋さんの名前を高めたものに、昭和三八年、第四三回通常国会に紆余曲折の末に提出された「特定産業振興臨時措置法案」(特振法)があります。同法案は全部で一二条の、それほど大きな法案ではありません。

産業政策史では有名な法案なので、いろんな本で触れられています、やはり担当局長に紹介してもらいます。『自伝』によれば、

：予想以上にいろいろの抵抗に遭遇し、やっとな、さつと成案を得て国会に送り込んだ。これで勝負あったと思ったが、国会ではスポンサーなき法律という印象の下に全然審議されないままに審議未了になってしまった。そうですが、

内容は、

一 開放体制下において、国際競争力をもちうるためには現在の産業の再編成をする必要がある。

二 そのためには企業は集中、合併、専門化をすることが望ましい。

三 集中、合併、専門化を実施するために政府はそれをエンカレッジする施策を講ずる。(イ) 税制上の優遇、(ロ) 金融、(ハ) 独禁法上の例外措置

四 望ましい産業の再編成とはどういうものかの結論

づけは政府、業界、金融機関の三者協議によって行う。(官民協調方式)

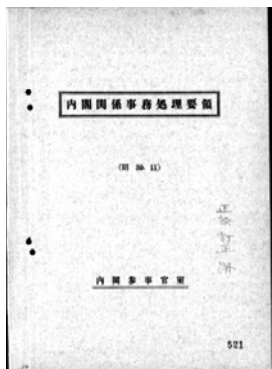
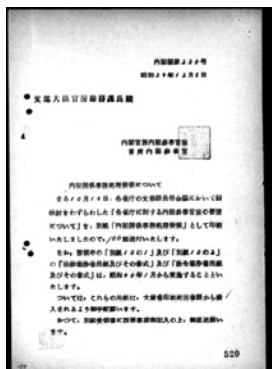
この粗案をベースに各方面に説明をし、了解工作を開始した。

とのことです。

各省庁や団体との折衝が始まるのですが、この昭和三〇年代、コピーもファックスも無い時代に、現在であればデジタル空間で行われている「各省協議」が実際にどのような行われていたのか、いまひとつ具体的にわかりません。係長や係員がどんな作業をして、どこをどう歩いて成案に至っていたのか、どこかで整理しておかないともう永久に忘れられてしまう、と思っているのですが・・・。

法案は政府として提出する以上、内閣で了解されねばなりませんから、現代でも全く同様に、責任の大臣から閣議に諮られ、内閣法制局長官の意見を聴いて、閣僚全員が了解し、サインしなければなりません。現在と少し違うのは、当時は閣議前日に事務次官等会議が開催され、ここで了解を得ていない法案は閣議にかけられない、というシステムになっていました。また、昭和三〇年代後半は、現在にも続いている「与党事前審査制」が完成した時期とされ、閣議の前に与党(当時は自民党一党)の政策調査会、総務会の了解を得なければなりません。

そういうマニュアルはなかなか遺りにくいのですが、あ



⑬昭和三十九年二月八日付け、内閣参事官から各省の文書担当課長あて、「内閣関係事務処理要領について」

- (7) 予算関係法律案で別紙12の「4」のイ」に属するもの(空印のもの)の閣議決定の期限は、予算の国会提出後3週間以内、別紙12の「4」のロ」に属するもの(空印のもの)は、4週間以内となつてゐるので、この期日を厳守すること。
- (8) この期日に閣議決定できないものは、遅延理由書(別紙12の4ただし書及び別紙13の2参照)を閣議に提出して当該大臣から閣議の了解をとること。

6 法律案の与党審査について

- (1) 法律案については、与党の機関に付しその了承をえた後閣議決定するよう政府に申入れがあるので、この手続きをとること。(別紙18参照)
- (2) この手続きは、部会→政調審議会→総務会→国会対策委員会の順となつてゐる。これら与党の機関に各省庁から提出する部数は、次のとおりである。

部	会	50	部	
政	調	審	議	
会		30	部	
総	務	会	50	部
国	会	対	策	部
委	員	会	50	部

ただし、これらの部数については、多少増減がある。

- (3) 党の手続が完了していないが、議案に党機関の了承をえられる見込みであり、かつ、緊急に当該法律案を国会に提出しなければならないものについては、内閣参事官室に申し出ること。

⑭「要領」の一部。

⑭の(7)をみると、予算関連法案は予算提出から三週間以内、それ以外の法案は四週間以内(予算関連法案後四週間とは読めない)に国会に提出するよう指示されています(現代ではそれぞれ、だいたい二月上旬、三月上旬になつてゐるはずです)。

昭和三十九年末の取りまとめですが、それ以前からの慣習などがまとまっていますので、特振法案もこれに則らなければならなかったはずです。

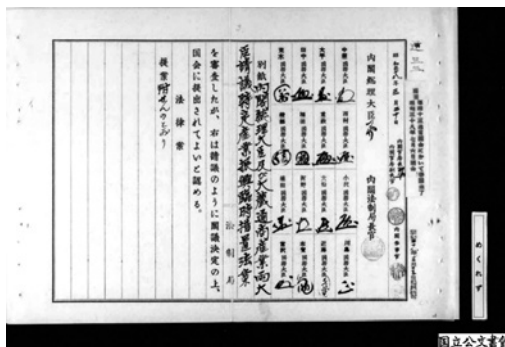
この文書は、内閣官房の方でなく、もらつて各部局に通知した文部省官房が残して置いていました。

アルに残つてゐると思います。

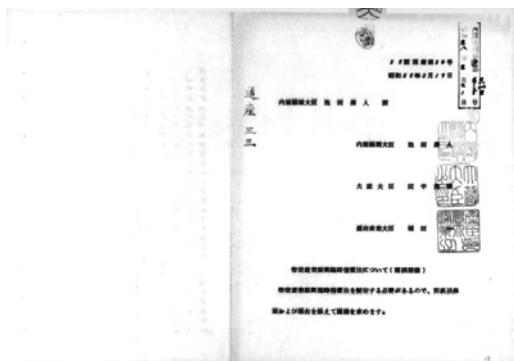
わたしもこの「要領」と同じような資料を見ながら仕事しましたし、今でもおそらくこの「子孫」が、各省のマニユアルに残つてゐると思います。

閣議の庶務と国会への法案等の提出事務を行う内閣官房参事官室に持ち込むタイミングや分量、書式などについて、過去の取り決めを含めて取りまとめ、いわば知の共有を図ろうとしたものといえるでしょう。

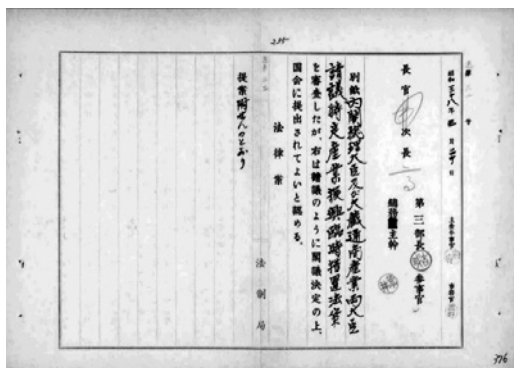
りがたいことに⑬の文書が読めます。内閣官房から、昭和三十九年の年末近くに、去る一〇月一四日に文書課長会議で検討をお願いした「内閣参事官室の要望」(こういうふうにしてくれ、というお願いのつもりだったのでしょうか)を整理して「内閣関係事務処理要領」として印刷したので各省に送ります、以降はこれに沿つてやつてくださ、との趣旨の文書です。閣議に向けていろいろな案や添付資料を、



⑮昭和三十八年三月二二日、閣議決定書。



⑯昭和三十八年三月二〇日付け、内閣総理大臣、大蔵大臣、通産大臣の共同閣議請議書。主たる請議官庁である「通産」省の通し番号が打ってあります。



⑰昭和三十八年三月二〇日付け内閣法制局の審査書

特振法案は、三月二二日の閣議決定ですから、すでに時期自体が異常です。どこにもそんな記述はないのですが、この「要領」自体が、前年の特振法案の騒ぎなどがきっかけになって編纂された可能性もあります。

「異形」の閣議決定

特振法の閣議決定(⑮)を見てみます。右肩には昭和三十八年三月二〇日と決定書の起案日、右下に三月二十二日閣

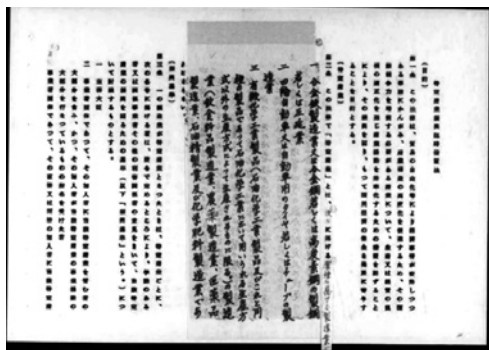
議決定とあります。その上には、七月六日閉会の第四三回通常国会において審議未了という記述。

内閣総理大臣は池田勇人、「勇」の字をくずした花押が特徴的。通商産業大臣は福田一、「福」の字を○で囲んで下に「一」福田大臣の上に、田中角栄大蔵大臣。この三人が共同で、閣議での議題にすることを請求、すなわち「閣議請議」しています(⑯)。

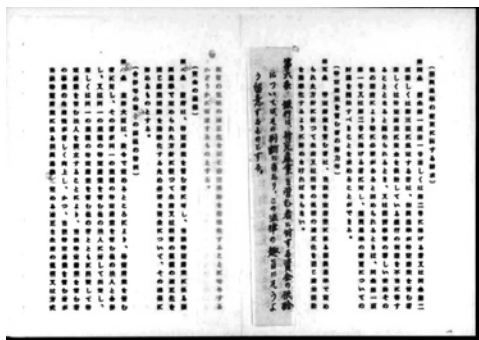
閣議請議には、内閣法制局の審査書が付されます(⑰)。



⑮昭和三八年三月二十日付け、通商産業事務次官から法制次長あて、「特定産業振興臨時措置法案の一部修正について」



⑮閣議決定書「別紙附せん」第二条



⑮閣議決定書「別紙附せん」第六条

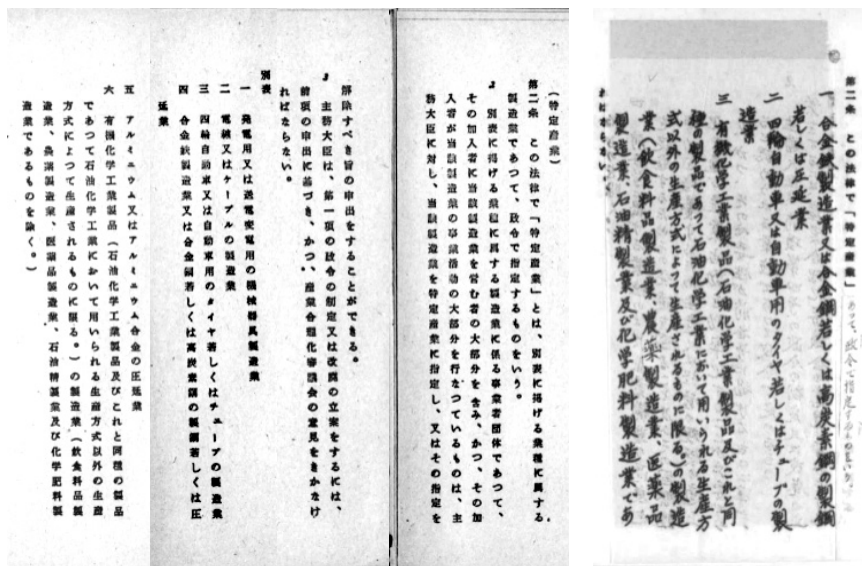
これがないと、大臣たちが請議していても、内閣官房は閣議に附議してくれません。内閣法制局長官は林修三、昭和二九年からこの翌年の三九年まで長官を務めました。次長に「高」の略字サインは、五月号で枢密院書記官室にいた高辻正己さんが出世してまず。

「異形」なのは、この後に添付された「提案附せん」、すなわち法案そのものの状態です。まず、上記の閣議請議書の後に、⑮の文書が提出されています。

これによれば、三月一九日の閣議に法案の要綱を提出し

て了解を得たところに従い、条文を一部修正することにしたのでよろしくお取り計らい願いたい、とのこと。

これに基づいて、それまでの条文案が修正されて、閣議の「提案附せん」になっているのですが、例えば、第二条、第六条（⑮、⑯）をみてください。もとの案の上に手書きの別案を貼り付けてあります。国立公文書館のデジタルアーカイブ版の右下には「めくれず」という注記がありますので、「フィルム撮影時に貼り付けの下も撮影しようとしたけどめくろうとすると剥ぎ取らないといけないので



② 第二条部分の比較。左が当初閣議請議時。右が閣議決定時。

きませんでした」ということです。閣議決定附せんを見た者が、修正前を見ないように、全面に糊をつけて貼ってくれているのです。

こうなると、隠されたところが見たくなりますよね。そこで、後世の人間にしかできないズルをしてみます。

通商産業省から、この貼り付けが行われる前の請議案が移管されているので、比べてみるができます。②の左が当初の通商産業省案。法律の対象業種は「別表に定める」六事項から政令で指定する、ということになっています。これに対し、右側の二十日段階の法制局審査終了後の案は、対象業種を三つに絞り込み、さらにかなり具体的な書き方に改められています。

もちろん第六条などについても同じような比較ができますが、今日のところはもう止めときます。

いずれにしろ、こんな「紙を貼り付けた」閣議書なんてなかなか目にする事ができません。

(霞が関は大騒ぎだったはず)

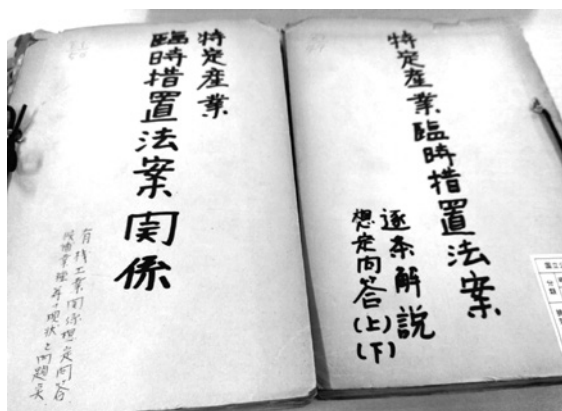
最終段階以前も含めた条文の修正内容から見ても、化学工業のうち肥料を所管する農林省、医薬品に関わる厚生省、政府金融や銀行行政に関わる大蔵省、それに独禁法の特例を定めることになるため公正取引委員会が強く意見を述べたと推測されます。

農林省については、同省から、通商産業省と整理した「覚書」が移管されてきています。

②②では、起案者ははっきりわかりませんが、左側上の方の「記事欄」に農林経済局の総務課長と企業課長が臨時措置法の運用について確認しておく必要がある、という趣旨を書きこんでおられるようです。通産省と違って、右下側から左上に昇っていく決裁書です。



②農林省移管資料・三八年三月二〇日付け決裁書「特定産業振興臨時措置法案に関する覚書について」



③昭和三八年、通産省作成の想定問答等（撮影筆者）。写真ではなかなか伝わりませんが、かなりの分量があります。

右ページにあるように、覚書の当事者は農林経済局長松岡亮さんと通商産業省企業局長佐橋滋。事務次官まで決裁を取ってますから、農林省も大騒ぎだったのだと想像されます。

このほか、通産省から、特振法案の逐条解説、想定問答を移管してくれています（②③デジタル化はされてません）ので、想定問答をみると、

かという意見、労働側の意見をどう聞くのか、中小企業切り捨てにならないか、通産省の権限強化が目的なのでは？ などなどなど、大量の問題点が挙げられて、答えを書いています。これらの中には通産省だけでは回答できないはずの想定問も多いので、おそらく法制局の指導を受けながら、霞が関中を巻き込んで作成したことでしょう。

特振法はしかし、一度も議論されずに審議未了、廃案になりました。その後、

同年中の臨時国会と翌年の通常国会にも提出しています
が、いずれも廃案となり、通産省はそれ以降、提出を諦め
ます。

（隣の「夏」）

この特振法と並んで、同じように三月一九日閣議に要綱
を提出し、二二日に閣議決定して国会に提案した法案があ
りました。

「甘味資源特別措置法案」です。こちらは農林省所管、
砂糖の輸入自由化に伴い、砂糖農家や製糖業者の救済のた
めに、前年以來、「政府による輸入砂糖の買入れ及び売渡
しに関する臨時措置法案」として検討されてきたものです。
この三八年の一月には総理、官房長官、大蔵大臣、経企庁
長官、農林大臣が、三月三十一日に自由化になるので、そ
前に何かの対応を示す必要がある、として、協議し、三月
中に「甘味資源作物の生産の振興及び糖業の合理化に関す
る法律案」なるものを提案しようということになりました。

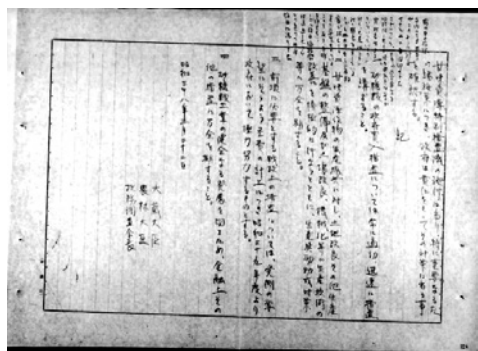
②④によれば、砂糖類は四月を目途に自由化、国内産品の
買い上げや緊急関税制度を活用するなどの方策が申し合わ
され、あわせて右ページの法案の骨子が検討された模様で
す。こんな会議に陪席したらびびりますよね。

この法案は、三月二二日、政調会長と大蔵・農林大臣が
覚書を結んで提出されましたが、廃案。次の特別会でも廃

案。一二月の特別会にも出して廃案。四五回通常会で成立。
奄美諸島などの砂糖生産者や関係業界をどうするかとい
う、佐橋さんの言葉では「スポンサー」のある法案です。
政治における「スポンサー」は決して社会的強者ではない
のです。



②④昭和三八年一月一八日、総理、大蔵、経企、農林、官房長
官五大臣会談のメモ。内閣法制局の甘味資源特別措置法案の
法令審査録の中に入っていました。大臣会談に陪席したであ
ろう内閣官房が農林省のひとのメモと想像されます。



②⑤三月二二日の甘味資源特別措置法案の閣議決定に際しての「三者申合せ」案。これも法令審査録の中に綴じられています。

②⑤の申合せ案、右上の手書き部分には、「これでまとまっていたが、第三項について、別に政調会長申入れがあり、今後の行く末は不透明」と書きこまれています。メモしたのは農林省等の担当者なのか、法制局参事官なのかわかりません。どこかに正式バージョンが残されているのかも。申合せの三者は、自民党政調会長・賀屋興宣、大蔵大臣・田中角栄、農林大臣・重政誠之。近衛・東条内閣の大蔵大臣（賀屋さん）や小磯・東久邇内閣の農林次官（重政さん）とやりあう田中蔵相はこの年四五歳。この年から十年なら

ずして、昭和四七年に首相に就任。この三人のやりとり、端でなら見ていたかったものです。

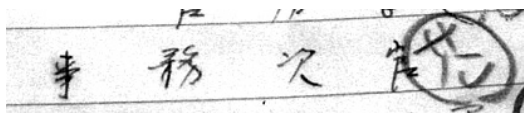
ここにも確実に彼らの夏があつたはず。

（佐橋さんのその後）

特振法が審議未了となった第四三回国会の閉会後、最右翼とみられていた佐橋さんではなく、同期の今井善衛さんが次官に就任、佐橋さんは今井さんの後の特許庁長官となりました。この人事についてはいろんな風評があり、国内産業の調整を重視する佐橋さんと国際自由化を目指す今井さんの路線の違いや、お二人の個性や政治家とのつながりなどいろいろ説があるようです。わたしは産業政策論や経済学の学者でもありませんし、政治学者でもありません。自称「在野の官庁民俗学者」です。その観点からすると、これだけの大騒ぎを起こして、しかし法案を通しきれなかった佐橋さんをそのまま次官とすることに、やはり関係者が踏み切れなかった、ということなのではないか・・・と妄想します。メルヘンの解釈であれば妄想であつてもよいではありませんか。

佐橋さんはその後、特許庁長官としても功績を残され、翌昭和三九年に通産事務次官となり、昭和四一年に退官しました。(26)

『夏』では、風越信吾次官は退官三年後、かつての部下（庭



②⑥ 佐橋さんの次官時代のサインです。「サハレ」？
少し親しみがわきませんか。

野さん）が倒れたという報にタクシーで病院（国家公務員共済虎ノ門病院でしょうか）に向かうのですが、その途中、霞が関を通り過ぎる。そのとき、

「お客さん、雪になりましたねえ」

運転手がつぶやいた。ヘッドライトの中へ、白いものが無数におどりこんでくる。その向うに、懐しい官庁街が見えた。どこもほとんど真暗な中で、その夜も通産省の建物には、まだかなりの灯がともっていた。

これが『夏』の最終シーン。冬の中で物語は終わります。

佐橋さんにあつて、『夏』の風越さんには無いことがいくつもあります。

一つは軍隊経験です。佐橋さんは軍隊時代について、

五味川純平氏の『人間の条件』とまったく同じようないろいろの手段でいじめられた。

と言いながら、

なぐられるのもエンジョイのうちで、悪い面からみればこれほど愚劣で悲惨なことは少なからうが、やはり人間の生活だ。そこには笑いもあれば楽しさも皆無ではない。・・・そ

の生活にはいつてしまえば、結構楽しかったし、負け惜しみでなく、弾丸の下をくぐった戦場生活も、えがたい体験であつた。

と言つてます。軍隊生活がいい悪いということを言うわけではありませんが、まわりに開けっぴろげの実に健康な人だったのだらうと思われまふ。

今ひとつ、風越さんの設定は仙台の旧制二高出身、先祖は水戸天狗党、態度もいかにも水戸っばらしい強情さですが、佐橋さんは名古屋の八高、多治見の写真屋さんの息子です。八高時代、寮生活を嫌がつて、無断で自宅から通学していたそうなんです。風越が雪の霞が関を通り過ぎていたのと同じころでしょうか、次官退任後、特段の仕事もせずに研究所を作っていた佐橋さんが、一九七〇年の年賀状にこう書いているそうです。一九七〇年は（前の）大阪万博の年ですね。

浪人生活も四年になんなし、ますます板についてきた感じです。毎日、本を読んだり、武道に精進したりで、

見よ、ソロモンの栄耀も野の白百合にしかざるを。

という寮歌の一節が口ずさまれる心境です。（『夏の

佐橋滋』）

「見よ、ソロモンの・・・」は、第八高等学校寮歌「伊吹おろし」の一節、新約聖書のイエスの言葉を引いて、イ



福井 ひとし（ふくい・ひとし）氏

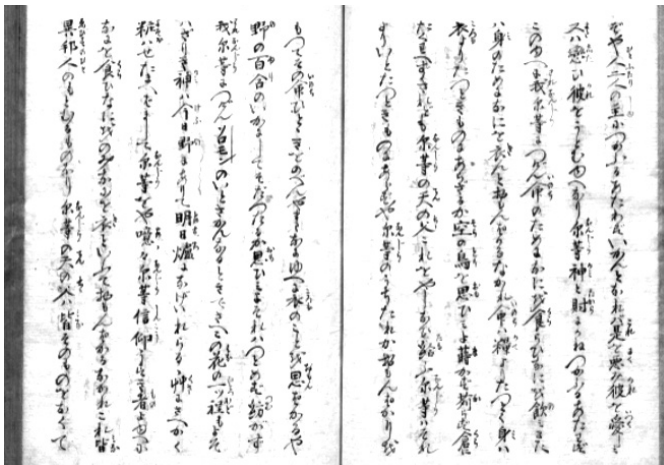
一九六二年三重県生、東京大学法学部卒、八五年から総務省、内閣官房、復興庁、沖縄総合事務局等に勤務。内閣府参事官として公文書管理法の制定に参画、その後、福岡大学教授、内閣審議官、国立公文書館理事、日本学術会議事務局長、迎賓館長を経て、二〇二二年から国立公文書館で首席研究官。役人時代、国会予算委員会で答弁、総理と米大統領を先導、そして今、両憲法の原本と毎日一緒に暮らしている、のが人生三大レガシー！（イラストも筆者）

スラエル王国の最盛期を現じたソロモン王の栄華の極みの衣服や装飾も、神が作られた野の白百合の美しさにかなうであろうか、と、バンカラどもが歌っていたのです。

「白百合の喩え」を国立公文書館所蔵の写本『新約聖書』で見てください。(27)

野の百合のいかにしてそだつたるか思ひみよ。それハつとめず紡がず、我、爾等につげん。ソロモンのいとさかなるときでさへこの花の一ツ程もよそはざりしを。

佐橋さんは、栄耀栄華より、野の白百合を愛でる、短歌や俳句好きの人であつたようです。メルヘンの主人公ならおかれては如何に思われますか。読者諸姉兄に



②7『新約聖書』馬太福音第六章。左ページ2行目、野の百合…の部分があります。ほんとは漢字ばかりの本が好きなので、そちらを紹介したいのですが、こんなものも国立公文書館にある、と言いたくて、今日はこれを見てもらいます。実にやさしい筆遣いですが、この本は明治年間の「写本」で、どなたの手になってどのような経緯でここにあるのか、よくわからない、ということです。

(参考)

本文中に明記した

佐橋滋「異色官僚」(一九六七年　ダイヤモンド社　一九九四年　社会思想社)

城山三郎「官僚たちの夏」(一九七五年　新潮社)

佐高信「『官僚たちの夏』の佐橋滋」(二〇〇九年　七つ森書館)
のほか、

国立公文書館所蔵資料　デジタルアーカイブ

アジア歴史資料センター・アジア歴グロッサリー

通商産業政策史編纂委員会「通商産業政策史」(第一期)(一九九一年)

経済産業調査会

伊藤隆編「佐藤栄作日記」(一九九八年　朝日新聞社)

小林正彬「通産省の起源と政府　アメリカ日本研究と関連して」(一九九九年　世界書院)

橋本寿朗「戦後の日本経済」(一九九五年　岩波新書)